

令和3年3月19日
九州地方整備局

アスファルト混合物事前審査制度審査機関の指定について

アスファルト混合物事前審査制度（以下、「本制度」という）における、審査機関の公募について、下記のとおり指定することとなりましたのでお知らせします。

記

◆審査機関

一般社団法人 日本道路建設業協会 九州支部

◆指定された経緯、及びその理由

令和2年12月22日付けアスファルト混合物事前審査制度審査機関公募要項に基づき公募を行い、提出された公募参加申請書について、アスファルト混合物事前審査制度検討委員会（以下、「制度検討委員会」という）において審議を行った。

公募参加申請書を審議した結果、本制度の目的及び内容の理解度が高く、またアスファルト混合物の品質確保における留意点等を十分に理解しており、本制度の遂行能力を有する者と認定されたため、九州地方整備局長に制度検討委員会委員長が審査機関として推薦した。

これを受け、九州地方整備局長が本制度の審査機関として指定したものである。

◆指定期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日まで

◆審査機関の業務内容

審査機関としての、主な業務内容は以下のとおり。

- ①本制度全般の運営に関する業務
- ②アスファルト混合物製造所への立入審査及び立入調査
- ③審査及び合否の判定に関する資料作成
- ④試験機関の指定及びアスファルト混合物製造者への審査結果の通知

＜参考＞本制度の概要

工事発注単位毎に行うとされているアスファルト混合物の品質管理に関する基準試験等を事前に審査し、これを認定することによって各工事毎の試験を省略し、もって監督職員、工事施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の省略化とアスファルト混合物の安定した品質確保を図ることを目的に、平成11年4月より施行されています。

※アスファルト混合物事前審査制度検討委員会とは、アスファルト混合物事前審査制度を九州地区において適用するための検討を行うために設置されており、整備局・九州7県・3政令市で構成されています。

問い合わせ先

代 表 092(471)6331

直 通 092(476)3546

(アスファルト混合物事前審査制度検討委員会事務局)

国土交通省 九州地方整備局 企画部

○技術管理課長 甲斐 浩幸 内線 3311

○技術管理課長補佐 山村 覚 内線 3316